



# 広報 ところざわ 情報館

## 1.20 No.954

編集・発行：所沢市役所総合政策部秘書広報課  
〒359-8501・埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1  
☎042(998)9024・FAX042(994)0706  
URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>  
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834

### 市・県民税と所得税の申告はお早めに 申告書は自分で作成しましょう！

市・県民税の申告時期になりました。申告の日程・会場等についてご案内します。

申告期限間際になると会場が混雑しますので、申告は指定日に行ってください。

#### 市・県民税の申告は 2月7日(金)～3月17日(月)

申告会場 市役所8階・大会議室  
各公民館等(日程表参照)  
受付時間 午前9時～午後4時

◎申告は、市・県民税の税額を決定するだけでなく、課税(非課税)証明書の発行等のために特に必要な手続きです。3月17日(月)までに申告してください。

#### 市・県民税の申告書の 提出が必要な方

平成15年1月1日現在、所沢市にお住まいの方で、平成14年中に所得があり、次のいずれかに該当する方は、申告書を提出する必要があります。

- 営業、農業、不動産、配当、年金等の所得があった方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方
- 給与所得者で、給与以外の所得があった方
- 給与所得者で医療費控除等の控除を受ける方
- 市内に事務所、事業所、家屋敷があり、所沢市外に住所がある方

#### 市・県民税の申告書を 提出しなくてもよい方

給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方

### 市・県民税申告受付日程表

【受付時間：午前9時～午後4時】

月日	申告会場	対象地域
2月7日(金)	吾妻公民館	久米・荒幡・松が丘1～2丁目
10日(月)	旧市庁舎(4階)	寿町・元町・金山町・有楽町・宮本町1～2丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目
12日(水)	松井公民館	松郷・上安松
13日(木)	〃	牛沼・下安松・くすのぎ台1～3丁目
14日(金)	富岡公民館	中富・下富・神米金・北岩岡・北中2～4丁目・岩岡町・所沢新町
17日(月)	市役所(8階)	北有楽町・喜多町・西新井町・中富南1～4丁目
18日(火)	小手指公民館	北野
19日(水)	新所沢公民館	緑町1～4丁目
20日(木)	〃	泉町・向陽町・青葉台・榎町・けやき台1～2丁目
21日(金)	柳瀬公民館	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目
24日(月)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目
25日(火)	〃	東狭山ヶ丘1～6丁目・和ヶ原1丁目
26日(水)	椿峰コミュニティ会館・本館	山口1番地～1599番地
27日(木)	〃	山口1600番地～終わり・上山口
28日(金)	小手指公民館分館	小手指町1～4丁目・北中1丁目
3月3日(月)	市役所(8階)	日吉町・東町・旭町・御幸町・上新井
4日(火)	新所沢東公民館	弥生町・美原町1～5丁目・北所沢町・花園1～4丁目・松葉町
5日(水)	三ヶ島公民館	和ヶ原2～3丁目・林1～3丁目
6日(木)	〃	西狭山ヶ丘1～2丁目・三ヶ島1～5丁目・糎谷・堀之内
7日(金)	市役所(8階)	大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目
10日(月)	〃	こぶし町・若松町・下新井・東新井町・北原町
11日(火)	〃	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉
12日(水)～17日(月)	〃	指定された申告受付日に都合がつかなかった方

【お願い】▶出張申告を行う日は、担当職員のごほとんどが出張申告会場に出かけています。市役所での申告はなるべくご遠慮ください▶いずれの会場も駐車場が狭いため、車でのお越しはご遠慮ください▶土・日曜日、祝日は、受け付けていません。

### \* 申告に必要なもの \*

市・県民税の申告と所得税の確定申告には、次のものが必要です。申告の際には必ずお持ちください。

- 給与・配当所得等のある方…源泉徴収票や支払い調書等
- 年金のある方…公的年金等の源泉徴収票
- 事業所得のある方…収入・支出を明らかにする書類(帳簿、収支決算書、領収書等)
- 配偶者に所得がある方…配偶者の所得を明らかにする書類
- 医療費・社会保険料・生命保険料・損害保険料等の控除を受ける方…支払った医療費・保険料等の領収書、証明書
- ◎ いずれの方も印鑑、筆記用具、計算機等をあわせてお持ちください。

- 公的年金収入のみで次の①②のいずれかに該当する方
- ① 昭和13年1月1日以前の生まれ
- ② 昭和13年1月2日以後の生まれ
- 扶養親族がなく金額228万円以下の方
- 扶養親族がなく金額105万円以下の方
- 所得税確定申告書を提出した方

申告書は、前年度に申告書を提出した方に送ります。  
申告書(1月未発送予定)が届かない場合や紛失した場合は、市民税課へ連絡してください。申告相談時間 午前9時～午後5時

確定申告書の提出が必要な方  
● 給与所得者で年収2,000万円を超える方  
● 2か所以上から給与の支払いを受けている方  
● 給与所得者で給与以外の所得が20万円を超える方  
● 土地・建物・株式等の譲渡をした方

確定申告で税金が戻る方  
● 給与所得者で雑損・医療費・寄附金・住宅ローン控除等を受けられることがある方  
● 平成14年中途で退職した後、就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方  
● 平成14年中途で退職した後、収入が60万円以下の方  
● 希望の方は、税理士事務所、または関東信越税理士会所沢支部事務局へ事前に電話連絡のうえ、お越しください。

予約受付時間 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)  
問い合わせ 関東信越税理士会所沢支部事務局(☎998-0822)

#### ご注意ください!

例年行っていました航空公園駅会議室での還付申告相談および受け付けは、今年から行いません。